

第4章 構造改善局

第1節 農業農村整備事業の推進

1 概 説

(1) 農業農村整備事業実施概要

農業の生産性の向上及び需要の動向に即した農業の再編成の促進や、「新政策」に基づいた経営規模の拡大、担い手の育成・確保等の構造政策を推進するため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的かつ円滑な整備が肝要である。

また、都市と比較して立ち遅れている農村地域の生活環境の整備を積極的に推進するとともに、都市にも開かれたゆとりある農村空間の創出を図るため、農村地域の総合的な整備を一層推進する必要がある。

このため、平成5年度においては、経営規模の拡大・農地の連担化、生活環境の整備、中山間地域の活性化、国土・自然環境の保全等に資する事業を重点的に実施するとともに、事業効果の早期発現を図るため、NTT資金及び生活関連重点化枠を活用しつつ、計画的かつ効率的な事業の実施を図った。

また、この他、経済状態が、平成4年度の二度にわたる補正予算にもかかわらず、バブル経済の崩壊の影響等もあって回復が遅れていたことから、追加的な景気対策の必要性が生じた。

更に、平成5年度は、未曾有の冷害や度重なる災害、年末のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の受け入れなどがあり、農山村をはじめとする地域経済の活性化とともに、将来に展望のもてるしっかりとした農業の確立を図ることが、緊急の課題となったことから、三次にわたる補正予算を編成し、総額1兆6,580億円（補正後、うちNTT-Bタイプ資金は1,606億円）を計上し、施策の着実な展開を図った。

(2) 土地改良長期計画

58年4月に閣議決定された第3次の土地改良長期計画が、平成4年度をもって計画期間を満了したことに伴い、新たに平成5年度を初年度から14年度までの10ヶ年間に総額41兆円の事業を実施する第4次の土地改

良長期計画を平成5年4月に閣議決定。

（現行土地改良長期計画：第4次）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第4条の2に規定する土地改良長期計画を次のとおり定める。

ア 土地改良事業の実施の目標

今後の農業発展の方向に即応して農業基盤の整備及び開発を図り、もって農業構造の改善、農業生産性の向上及び国内における食料供給力の維持強化に資することを目的とし、平成5年度以降の10箇年間に総額41兆円（調整費3兆6,000億円を含む。）に相当する事業を実施するものとする。

この計画においては、地域における関係農業者等の合意形成を図りつつ、効率的かつ安定的に農業経営を行う者が生産性や収益性の高い農業を展開していくための基礎となる農業基盤の整備を推進し、併せて景観形成や環境保全に配慮した快適で活力ある農村地域の形成及び国土資源の効率的利用に資するため、農用地の総合的整備及びその前提となる基幹農業用排水施設の整備並びに各種防災事業を推進するとともに、農産物需給の動向等を考慮しつつ農用地造成事業を推進することを基本方針とし、平成5年度以降の10箇年間においては、継続事業の早期完了を図るほか、計画的に新規事業の実施を進めるものとする。

その種別ごとの事業の実施の目標は次のとおりとする。

(ア) 農用地総合整備事業（農用地の利用上必要な農業用排水施設（基幹的なものを除く。）及び農業用道路の新設及び変更、区画整理その他農用地の改良のため必要な事業）

農用地総合整備事業については、効率的かつ安定的に農業経営を行う者が生産性や収益性の高い農業を展開していくための基礎となる農用地の整備を行い、併せて快適な生活環境の形成等に配慮した農村地域の環境の改善及び国土資源の効率的利用に資するため、それぞれの地域の自然的、社会的条件等に応じた整備水準の達成に必要な事業を総合的に推進するものとする。

この場合、田については、農地の流動化及び集団化と併せてほ場の大区画化を推進することを重視し、ほ

場整備を中心に、農業用道路の整備、農業用排水施設の整備及び暗渠排水、客土その他の田地の改良のために必要な事業を、畑については、畑地総合整備を中心に、農業用道路の整備、農業用排水施設の整備、区画整理その他畑地の改良のために必要な事業を、快適な生活環境の形成等農村地域の環境の改善に配慮しつつ総合的に実施するものとする。また、広域にわたる農産物の生産とその他の営農の組織化のためその基幹となる農業用道路の整備を実施するものとする。

平成5年度以降の10箇年間ににおいては、効率的かつ安定的に農業経営を行う者が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に資するため、田を約90万ヘクタール、畑を約50万ヘクタール整備するのに必要な事業を行うものとする。

(イ) 基幹農業用排水施設整備事業（農用地の利用に必要な農業用排水施設で基幹的なものの新設及び変更）

基幹農業用排水施設整備事業については、農用地整備の前提となる条件を整備するとともに、農業上の土地利用の高度化、水利用の安定と合理化等を図るため所要の事業を行うものとする。

(ロ) 防災事業（農用地の保全のため必要な事業）

防災事業については、農業災害の軽減及び農業用水の汚濁、農用地の土壌の汚染その他の公害の防止又は除去を図るとともに、農用地整備の前提となる条件を整備するため、それぞれの土地条件に応じて必要な農地防災、農地保全、公害対策等の各種防災事業を総合的に推進し、併せて農用地の保全を通じて国土の保全に資するよう実施するものとする。

(ハ) 農用地造成事業（農用地の造成並びに埋立て及び干拓）

農用地造成事業については、農産物の需給の動向及び立地条件を考慮しつつ、地域の特性に応じた多様な農業生産の展開を図るとともに、国土資源の効率的利用に資するため、草地の造成、既耕地の整備と一体的な農地の造成等を行うものとし、平成5年度以降の10箇年間に、農用地10万ヘクタールの造成を行うものとする。

イ 事業量

この計画における土地改良事業に関する事業量は、おおむね次のとおりとする。

国が行い又は補助する事業	32兆3,600億円
(ア)農用地総合整備事業	21兆9,500億円
(イ)基幹農業用排水施設整備事業	6兆3,300億円
(ロ)防災事業	2兆6,700億円
(ハ)農用地造成事業	1兆4,100億円

地方単独事業等	5兆0,400億円
調整費	3兆6,000億円
合 計	41兆0,000億円

なお、この計画の実施に当たっては、今後の農業事情、経済事情、財政事情等を勘案しつつ、弾力的な推進を図るものとする。

2 農業農村整備事業の実施

(1) 水田営農活性化排水対策特別事業

ア 概説

水田の畑利用の基礎条件である排水条件を緊急に整備することにより、水田農業確立対策を推進し、水田農業の体質強化及び転作の定着を図るため、5年度に水田営農活性化排水対策特別事業を創設し、その推進を図るとともに、4年度以前に採択された水田農業確立排水対策特別事業及び、61年度以前に採択された排水対策特別事業についても引き続き推進している。

イ 事業のしくみ

(ア) 基幹排水対策特別事業

都道府県営水田営農活性化排水対策特別事業

(内 容) 排水路、排水機場、排水樋門の新設・改修、用水路の新設・改修、区画整理、客土、暗きょ排水等

(事業主体) 都道府県

(採択基準) 20ha 以上

(採択期間) 5～7年度

(補助率) 農林水産省・北海道・離島50%

(イ) 水田営農活性化基盤整備事業

(内 容) 用排水路施設、暗きょ排水、客土、区画整理等

(事業主体) 都道府県、土地改良区等

(採択基準) 特殊地域型20ha 以上、排水不良型5ha 以上

(採択期間) 5～7年度

(補助率) 農林水産省45% (50%)、北海道・離島50%、奄美60%

() 内補助率は特殊地域を示す。

ウ 事業の5年度実施状況

事業名	(単位：地区、百万円)			
	新規	継続	事業費	国費
都道府県営水田営農活性化排水対策特別事業	93	507	45,712	22,856
水田営農活性化基盤整備事業	457	79	28,834	14,054
計	550	686	74,546	36,910

(2) 基幹農業用排水施設の整備

ア 事業の種類

基幹農業用排水施設の整備を目的とする事業には、国営かんがい排水事業及び都道府県営かんがい排水事業があり、国営事業にあっては、受益面積おおむね3,000ha以上(畑地帯にあっては、1,000ha以上)、都道府県営事業にあっては、受益面積おおむね200ha以上(畑地帯にあっては、100ha以上)にわたる土地の基幹農業用排水施設の整備を行う。国営及び都道府県営事業は、更に、事業の内容、性格等により予算上区分して実施している。

一般型国営事業の国庫負担率は農林水産省2/3～70%、北海道・離島75～85%。

都道府県営事業の国庫補助率は50～80%となっている。

イ 5年度における整備の目標

長期計画において基幹農業用排水施設については、は場条件の整備の前提条件を整備するとともに、農業上の土地利用の高度化、水利用の安定と合理化等を図るため所要の事業を行うことになっており、このため継続事業の早期完了を図るとともに新規事業についても計画的に推進を図ることとしている。

したがって、5年度における事業の実施に当たっては、基幹農業用排水施設整備事業本来の趣旨に従って、引き続き事業効果の早期発現に配慮するとともに、地区別の事情を十分は握し、制度の効率的な運用を図

表1 5年度基幹農業用排水施設整備の実施状況

事業名	実施額 (千円)	実施地区数														
		農林水産省					北海道					沖縄				
		継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計
国営かんがい排水 (一般型)	(204,196,224) 253,225,000 (159,266,773) 187,951,000	67	(6)	7	25	99	69	(6)	8	20	97	4	—	1	1	5
国営かんがい排水	175,461,000	46	(1)	6	25	77	40	—	3	20	63	4	—	1	—	5
国営造成土地改良施設整備	3,170,000	4	(2)	1	—	5	4	—	2	—	6	—	—	—	—	—
直轄明渠 (特別型)	9,320,000	—	—	—	—	—	25	(6)	3	—	28	—	—	—	—	—
国営かんがい排水	(44,929,451) 65,274,000	17	(3)	—	—	17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土地改良調査 計画費	96,125															
都道府県営 かんがい排水	(92,589,333) 195,975,386	986	(147)	116	61,108	110	(39)	22	—	132	20	—	6	1	27	
— 一般	(65,180,127) 128,067,497	377	(54)	29	6	412	55	(15)	9	—	64	20	—	6	1	27
他事業関連	(2,314,808) 4,234,700	10	(1)	—	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水田排水特	(22,855,863) 45,711,726	558	(84)	80	—	638	49	(22)	13	—	62	—	—	—	—	—
適正管理	(114,100) 198,272	3	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
施設整備	(1,997,935) 3,995,870	38	(8)	7	—	45	6	(2)	—	—	6	—	—	—	—	—
魚道整備	(126,500) 253,000	—	—	3	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他団体営 かんがい排水	(6,927,608) 13,514,321	376	(111)	116	—	492	5	(16)	17	—	22	35	(2)	10	—	45

- (注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む。
 2 実施額の上段()は国費、下段は事業費。
 3 その他団体営かんがい排水のうち完了は着工分も含む。
 4 完了地区には、次年度から施設機能監視移行地区を含む。

ってきた。

ウ 事業実施の状況

基幹農業用排水施設の整備事業は、国営かんがい排水事業、都道府県営かんがい排水事業及び水資源開発公団営事業に分類して実施されている。このうち、国営及び都道府県営かんがい排水事業の5年度事業実施額は4,627億円、事業種別の実施額及び地区数は表1のとおりである。

(ア) 国営かんがい排水事業

5年度における継続地区は、農林水産省67地区、北海道69地区、沖縄4地区計140地区で、これらの地区においては4年度に引き続いて事業の推進を図った。そのうち、農林水産省6地区、北海道6地区計12地区は事業を完了した。

また5年度においては、新たに農林水産省7地区、北海道8地区、沖縄1地区計16地区の新規着工並びに農林水産省6地区、北海道2地区計8地区の新規全体実施設計地区の採択を行った。(表2)

(イ) 都道府県営かんがい排水事業

基幹農業用排水施設の整備事業として都道府県営かんがい排水事業(一般)を実施している。

また、国営又は都道府県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、機場、基幹水路等の基幹的施設について緊急に必要な補強工事及び排砂対策工事を行うことにより、施設の機能の維持及び安全性の確保を図る都道府県営土地改良施設整備事業を実施している。

5年度においては、継続地区1,116地区の事業を推進するとともに、このうち、186地区を事業完了した。また、新たに144地区について着工するとともに、新規全体実施設計として6地区を採択した。

(ロ) その他

国営、都道府県営かんがい排水事業で実施する基幹農業用排水施設に附帯する末端施設の整備及びほ場整備に先行して末端施設の整備を実施する団体営かんがい排水事業を推進している。

5年度においては、継続地区416地区の事業を推進し、新たに143地区を採択した。このうち129地区を事業完了した。

(3) 畑地帯の総合整備

我が国の畑地面積は、約241万haであり、全耕地面積の約46%を占めているが、その土地基盤整備は水田に比べて遅れている。

一方、我が国の食料消費構造は、高品質化、多品目化等多様化しつつ、野菜、果実、畜産物等への需要が増大している。

さらに、農作物の自由化に備えて畑作経営の安定を図ることが緊急の課題となっている。

このような情勢に対処し、畑作物の経済的かつ安定的供給を図るため、畑地帯の生産基盤を整備することが緊要である。このため、国営、県営による畑地帯のかんがい施設の整備、農道の整備、区画整理等の各種事業を総合的に実施する総合整備事業を積極的に推進している。

ア 国営畑地帯総合土地改良パイロット事業

国営事業については、北海道における畑地帯の基盤整備の遅れを解消し畑作地帯の農業の振興に資するために、大規模畑地帯における土地基盤を総合的に整備することを目的とし、国営総合かんがい排水事業制度に基づいて、受益面積おおむね1,000ha以上のかんがい排水事業(ため池の新設にあってはおおむね500ha以上、明渠排水にあってはおおむね300ha以上)及び農地開発事業並びに区画整理事業を総合的かつ一体的に末端まで一貫して整備を行うものであり、国庫負担率

表2 平成5年度 国営かんがい排水事業完了地区及び新規地区

事業名	完了地区	新規着工地区	新規全体実施設計地区
国営かんがい排水	農林水産省	会津南部、耳納山麓(特)、会津宮川(一期)(特)、黒部川沿岸(特)	大崎、最上川下流、安曇野、新矢作川用水、宮川用水第二期、野洲川仙川
	北海道	渡島中央、雄信内、美蔓(一期)	雨竜川流域、音更川左岸
直轄明渠排水	沖縄	沖縄本島南部(二期)	
	北海道	和寒、ボン仁達内、東豊似	
国営造成土地改良施設整備	農林水産省	香川用水	
	北海道	幌加内、山部	

は、各事業ごとの総合負担率となっている。5年度においては、継続地区9地区の事業を推進した。

イ 都道府県営畑地帯総合土地改良事業

都道府県営事業については、受益面積100ha(離島・奄美・沖縄50ha)以上の畑地帯において、農業用排水施設整備、農道整備、区画整理、客土、暗きょ排水、農用地造成、農地保全及び営農用水の各事業を地域の実情に応じて組み合わせ、総合的・計画的に実施するものであり畑地帯の総合整備の中核をなす事業である。

国庫補助率は、45～75%となっており、5年度においては継続地区406地区を積極的に推進するとともに新たに20地区を採択した。

ウ 高生産性畑地帯総合土地改良事業

(ア) 概説

「畑作農業の生産性向上等の方針」に示された北海道、鹿児島県、宮崎県及び沖縄県の畑地帯において、生産基盤の総合的整備を行い、高生産性畑作農業の実現に資するため平成5年度に創設された。

(イ) 事業のしくみ

(内 容) 農業用排水施設、農道、区画整備、客土、暗きょ排水、農用地造成、農地保全、土層改良、営農用水、交換分合等

(事業主体) 道県

(採択基準) 道県営：100ha(北海道200ha、離島・沖縄・奄美50ha)以上

(補助率) 道県営：50～75%

エ 緊急畑地帯総合整備事業

(ア) 概説

自由化等の影響を被る畑作物の生産地において、生

産性の向上、他作物への転換の円滑化等農業経営の合理化を緊急に図るため、元年度から創設し推進している。

(イ) 事業のしくみ

(内 容) 農業用排水施設、農道、区画整理、土層改良、暗きょ排水、農地保全、交換分合、営農用水等

(事業主体) 都道府県、団体

(採択基準) 都道府県営：30ha(奄美・沖縄20ha)以上

団 体 営：10ha以上

(採択機関) 元年～5年度

(補助率) 都道府県営：50～75%

団 体 営：45～75%

また、5年度における実施事業の実績及び地区数は表3のとおりであり、総額1311億円の事業を実施した。

ア ほ場整備事業

ほ場整備事業は、事業の生産基盤である耕地の区画形質の改善、用排水路、道路、暗きょ排水の整備、耕地の集団化等を総合的に実施することにより、農地を機械の効率的な運行と合理的な水管理を行いうる生産性の高い汎用耕地に整備し、農業の生産性向上と農業生産の選択的拡大を狙いとしている。本事業の効果は極めて大きいことから、事業の積極的な推進に努めた。

(ア) 一般

この事業は都道府県が農地等につき行う区画整理事業及びこれと相当の関連がある他の事業で区画整理事業に係る受益面積がおおむね200ha(事業地区にかかる稲作転換の率がおおむね27%以上のもの及び沖縄県において行うもの)にあつては60ha、ただし、農地流動

表3 平成5年度畑地帯総合整備事業の実施状況

事業名	実施額 (千円)	実施地区数														
		農林水産省					北海道					沖縄				
		継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計
国営畑地帯総合土地改良パイロット事業	(16,757,318) 20,380,000	—	—	—	—	—	9	—	—	—	9	—	—	—	—	—
都道府県営畑地帯総合土地改良事業	(49,117,469) 92,947,642	222	(11)	14	—	236	159	(36)	5	—	164	25	(3)	1	—	26
緊急畑地帯総合整備事業	(9,762,740) 17,768,410	63	(7)	25	—	88	58	(16)	19	—	77	9	(1)	6	—	15

- (注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む。
2 実施額の上段()は国費、下段は事業費。
3 都道府県営畑地帯総合土地改良事業には、高生産性畑地帯総合土地改良事業を含む。

化特別促進実験事業及び土地利用秩序形成は場整備事業にあっては20ha)以上について、補助率45%(離島50%, 沖縄75%, 奄美55%)の国庫補助金、県条例に定める割合による県費及び受益者負担金を財源として都道府県が実施するものである。

また、新技術導入促進は場整備事業では、は場整備工事と併せて新技術の導入を行う場合、新技術の施工に係るものについて国庫補助率50%で実施した。

(イ) 高生産性大区画は場整備事業

地域の農業生産の方向に沿った土地利用型農業の確立を図るため、大区画のは場を整備し、地域農業の振興と土地利用の秩序化を図る地域において次の事業を行った。

a 低コスト化水田農業大区画は場整備事業

新しい技術等の導入を図りつつ、大規模な農業経営を実現するため、おおむね1ha以上の区画を整備するものであって、おおむね受益面積20ha以上、国庫補助率50%(離島、琵琶湖及び水源地関連55%)で実施した。

b 高度利用集積大区画は場整備事業

農地の流動化による経営規模の拡大を可能とするため、おおむね50a以上の区画を整備するものであって、おおむね受益面積40ha以上、国庫補助率45%(沖縄75%)で実施した。

(ウ) 21世紀型水田農業モデルは場整備促進事業

は場整備事業等の実施に当たり、農地流動化施策等との連動を図ることにより農業構造の将来展望を踏まえた土地利用調整を促進し、規模の拡大による生産性の一層の向上を図るため、土地改良区等に対して定額の農業生産集積促進費の交付及び土地利用調整指導推進事業に対する補助(補助率50%)を行った。

(エ) 担い手育成のための基盤整備と農地の利用集積

土地利用型農業のコスト低減、経営の体質強化を図るため本事業を創設し、集落段階を基礎とした合意形成に基づき担い手の育成と農地の利用集積を推進する地域において次の事業を行った。

a 担い手育成基盤整備事業

地域農業の中心となる経営体を育成し、効率的・安定的農業構造を作り上げていくため本事業を創設し、地域関係者の意向を踏まえて、農地の流動化や農業農村整備の目標等を定めた農業農村活性化計画を作成し、高生産性は場の整備や畦畔除去等簡易なは場整備などの生産基盤と生活環境の一体的整備をするものであって、おおむね受益面積20ha以上、国庫補助率50%で実施した。

b 担い手農地集積事業

「担い手育成基盤整備事業(ハード事業)」の実施と併せて、農業農村活性化計画及び担い手育成土地利用調整事業に基づき、ハード事業の完了時までに、将来担い手に育成すると見込まれる農業者及び生産組織等が経営する農業生産面積が事業実施前と比較して一定割合以上増加することを条件に、農林漁業金融公庫等が土地改良区等に融通する無利子資金制度とともに、都道府県、土地改良区等の行う土地利用調整活動等を支援する事業を実施した。

イ 土地改良総合整備事業

我が国の耕地の整備状況はまだ低く、特に畑地及び水田の汎用化のための整備は遅れており、同一地域において複数の土地改良事業を実施する必要がある。これらの地域の土地改良事業を総合的かつ一体的に実施し、事業効果の早期発現を狙いとして土地改良総合整備事業の積極的な推進を図った。

さらに、施設園芸等の集約型農業の集団化と地域全体の農地利用の秩序化を図るため、農業生産基盤の整備を総合的に推進する集約農業地域再編総合整備事業及び水田の生産性向上と輪作農法の確立等を図るため、営農形態に応じた土地利用の再編に必要な農業生産基盤の整備を総合的に推進する水田地帯営農再編総合整備事業を実施した。

また、工業等導入関連農業基盤整備事業、高速国道関連土地改良事業等を実施し他事業との調整を積極的に図るとともに、水田営農活性化基盤整備事業を実施して水田営農活性化対策の円滑な推進と転作の定着化に資するほか、地域改善対策農業基盤整備事業を実施し歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における関係農家の農業経営の改善と所得の安定を図り、更に団体営土地改良事業等の実施地区に係る調査設計事業に対する助成を行った。

(ウ) 土地改良総合整備事業(一般)

この事業は、関係農家の生産組織で結ばれた地域を対象として、地域の実情に応じて、畑地帯においては畑作振興、水田地帯にあっては水田の汎用化を図るため必要な基幹事業と併せ行う事業を一体的に実施するもので、都道府県営事業にあっては基幹農業(農業用排水施設整備事業、農道整備事業、暗きょ排水事業、客土事業)の面積がおおむね60ha以上(特殊地域にあっては40ha以上)、団体営事業にあっては、基幹事業(農業用排水施設整備事業、農道整備事業、区画整理事業、暗きょ排水事業、客土事業)の受益面積がおおむね20ha以上(特殊地域にあっては10ha以上)のものについて、国庫補助率45%、(北海道・離島・特殊地域50%、沖縄75%、奄美60%)で実施した。

(4) 工業等導入関連農業基盤整備事業

「農村地域工業等導入促進法」の趣旨に即して農村地域への工業等の導入と相まって農業基盤整備事業を実施することにより、農業構造の改善及び関係受益者の就業機会が図られる見込みのある地域において、ほ場整備事業、土地改良総合整備事業、農道整備事業及び農業用排水施設整備事業を実施した。この事業の採択基準、補助率はそれぞれの事業と同一である。

(ウ) 水田営農活性化基盤整備事業

本事業は、米の需給調整と水田における稲作・転作を通じて生産性の向上、地域輪作農法の確立等、水田農業の体質強化を図ることを目的とし、平成5年から推進されることとなった水田営農活性化対策の円滑な推進に資するため、農業の生産条件の不利な特殊地域及び排水不良の小規模な閉地を対象に実施するもので、特殊地域において行うものにあつては、用排水施設・農道・暗渠・客土・区画整理・農地保全のうち2以上の事業の受益面積の合計が都道府県営の場合20ha以上、団体営の場合10ha以上となる地区について国庫補助率50%、排水不良地域において行うものにあつては、基幹（用排水施設・農道・暗きょ・客土）となる工種の受益面積がおおむね5ha以上の地区について国庫補助率45%（北海道・離島・特殊地域50%、奄美60%）で実施した。

(エ) 地域改善対策農業基盤整備事業

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地域改善対策事業の一環として、対象地区（同和関係農家戸数10戸以上で同和関係農家混住率が原則として5割以上の地区）内の同和関係農家に係る受益面積がおおむね5割以上であつて受益面積がおおむね10ha以上の地区について、3分の2の国庫補助金を県を通じて事業主体に交付する間接補助事業として実施した。

なお、事業主体は原則として市町村となるが、事業主体の負担分については地域改善特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第4条（地方債）の規定に基づく起債の対象となるとともに、同法第5条（元利償還金の基準財政需要額への算入）の適用を受けることとされている。

(オ) 調査設計事業

団体営土地改良事業の計画的かつ効率的な実施を図るため、事業実施予定地区の計画書及び実施設計書を兼ねた書類の作成に係る調査設計事業を、補助率50%の国庫補助金を県を通じて事業主体に交付する間接補助事業として実施した。

5年度におけるほ場整備事業、土地改良総合整備事

業の実施状況は表4のとおりである。

表4 ほ場整備事業、土地改良総合整備事業の実施状況

		(単位：千円)	
		地区数	予算額
ほ 場 整 備 事 業	1,508	101,675,285	
一 般	1,206	69,819,385	
高 生 産 性	209	24,112,000	
担 い 手	49	5,300,000	
他 事 業	44	2,443,900	
土 地 改 良 総 合 整 備 事 業	2,028	54,955,358	
一 般	1,527	32,705,175	
集約農業地域再編		300,000	
水田地帯営農再編		180,000	
他 事 業	127	3,630,000	
小 規 模 排 水	361	13,300,000	
地 域 改 善 対 策	—	2,337,000	
調 査 設 計	—	2,503,183	

(5) 農道の整備

農道整備事業は、農業の振興を図る地域において農道網を有機的かつ合理的に整備することにより、高生産性農業を促進し、もって農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資するため実施されている。

整備された農道は、農業用資機材の運搬、農産物の処理・加工・貯蔵・流通施設等への集出積、それらの施設から市場・消費地へ輸送することなどに利用されている。また、集落間、農村と都市などを有機的に結び、農村地域の日常交通条件の向上にも役立っている。

このように農道整備事業は、農業農村整備を進める上で重要な役割を果たしている。

ア 広域営農団地農道整備事業

広域営農団地育成対策の一環として策定された広域営農団地整備計画に基づく団地内の農道網の基幹となる農道について、都道府県が事業主体となつて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね1,000ha以上、延長がおおむね10km以上、車道幅員がおおむね5m以上になっている。事業費の50%（水源地域対策特別措置法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく地域で行うものにあつては55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。なお、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。

広域営農団地整備計画の地域内等で行う農道離着陸場整備事業は、生鮮食料品等の輸送及び農作業における航空機利用の増加に対応して、農道を活用し、航空

機の発着を可能とする農道離着陸場を整備する事業であり、昭和63年度から実施されている。

イ 一般農道整備事業

農道網の基幹となる農道、樹園地等における幹支線農道などの整備を、都道府県が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、延長がおおむね1,000m以上、全幅員がおおむね4.5m以上となっている。事業費の45%（北海道50%、離島50%、奄美群島65%、沖縄80%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。ただし、山村振興法、過疎地域活性化特別措置法、半島振興法に基づき農林水産大臣が指定した基幹農道の新設または改良を行う事業については、各法の規定により地元負担金がなく、国庫補助金と都道府県費を財源としている。

なお、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、または急傾斜地帯で行うものにおいては採択要件が緩和されている。事業の実施内容は次のとおりである。

(ア) 農道の新設または改良 ((イ)～(ウ)以外)

(イ) 山村振興法、過疎地域活性化特別措置法、半島振興法に基づき農林水産大臣が指定した基幹農道の新設または改良

(ウ) 広域営農団地農道整備事業に関連する農道の新設または改良

(ニ) 樹園地、野菜指定産地における畑地帯または田畑輪換を行う水田地帯における農道網の一体的整備

(ホ) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な農道の新設または改良

(カ) 既設農道の舗装整備

ウ 団体営農道整備事業

比較的小規模な基幹農道、幹支線農道などの整備を、市町村、土地改良区等が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね20ha以上、延長がおおむね1,000m以上、全幅員がおおむね4.5m以上となっている。事業費の45%（北海道50%、離島50%、奄美群島50%、沖縄75%）の国庫補助金を都道府県を通じて事業主体に交付する間接補助事業である。

なお、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、水源地域、半島振興対策実施地域、急傾斜地帯、離島、奄美または沖縄で行うものにおいては採択要件が緩和されている。

事業の実施内容は次のとおりである。

(ア) 農道の新設または改良 ((イ)～(ウ)以外)

(イ) 樹園地、野菜指定産地における畑地帯または田

畑輪換を行う水田地帯における農道網の一体的整備

(ウ) 既設農道の路面の改良等

(ニ) 農道橋の新設または改良

(ホ) 軌道等運搬施設の新設または改良

エ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

農業用機械にかかる揮発油税の減免措置の身替りとして、都道府県または市町村等が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、財源は事業費の50%（北海道及び離島55%、奄美群島75%、沖縄85%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金となっている。

通称「農免農道」と呼ばれている。

平成5年度における農道整備事業の実施状況は表5のとおりである。

表5 平成5年度農道整備事業の実施状況

事業区分	地区数	実施国費額(千円)
広域営農団地農道整備事業	334	61,518,600
一般農道整備事業	847	16,702,500
団体営農道整備事業	1,429	23,154,000
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	1,162	44,508,000

(6) 災害復旧事業及び農地防災事業等

ア 災害復旧事業

(ア) 概況

我が国は、気象的、地理的環境から災害が発生しやすく、毎年ひん発する台風、集中豪雨、地震、高潮などの災害によって農地の流失、埋没あるいは、河川の堤防、ため池、頭首工などの決壊により農作物などにばく大な損害を与え、また道路、橋梁の流失によって交通が途絶するなど、その被害は、単に農地、農業用施設のみにとどまらず国民経済の全般に及び、これらによる有形無形の損失は、はかり知れないものがある。

農地及び農業用施設の災害復旧事業は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）」、農地保全に係る海岸保全施設及び地すべり防止施設の災害復旧事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づいて行われ、とくに激甚な災害については「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）が適用され地元負担額を軽減するなどの特別の助成措置が行われることになっている。

また、国営で施行中の事業が災害を受けた場合の災害復旧事業は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第

88条に基づいて行われることとなっている。

災害復旧事業は、その性質上位の公共事業と比べ、とくに迅速な措置が要求されるため緊急に復旧対策を計画し実施しなければならないことから早期に査定を行い、事業に必要な初年度の経費については予備費等をもって措置できることになっている。

(イ) 新規災害

5年に発生した農地、農業用施設及び農地保全に係る海岸保全施設、地すべり防止施設の被害額は表6のとおりである。

表6 5年災被害額

区 分	箇所数	被害額(千円)
直 轄	19	5,102,000
農 地	57,227	80,071,000
農 業 用 施 設	64,893	185,701,000
海 岸 保 全 施 設 等	56	1,571,000
計	122,195	272,445,000

このうち、特に被害の大きい災害について、次の災害を激甚災害として指定し特別の助成措置を行った。

平成5年9月1日から5日までの間の暴風雨及び豪雨(台風13号災害) 11月8日指定 政令第357号

また、局地的に激甚であった災害については、農地農業用施設等の災害で市町村を局地激甚災害の特定地域として政令で指定し特別の助成措置を行った。

新規発生災害の5年度における事業の実施状況は、表7のとおりである。

表7 5年度新規発生災害の事業実施状況

区 分	事業費(千円)	補助金(千円)
直 轄	3,330,342	3,312,025
農 地	32,102,631	29,502,318
農 業 用 施 設	99,134,445	94,772,529
海 岸 保 全 施 設 等	1,065,939	710,625
計	135,633,357	128,297,497
直轄災関緊急地すべり	239,819	239,819
農 業 用 施 設 関 連	161,854	132,235
災害関連緊急地すべり	7,795,940	4,415,590
海岸保全施設等関連	6,016	3,309
災害関連農村生活環境	132,914	66,457
農地災害関連区画整備	1,798,609	1,390,587
ため池災害関連	46,991	41,000
特 別 対 策		
計	10,182,143	6,288,997
合 計	145,815,500	134,586,494

(ウ) 過年災害

4年までに発生した災害に係る農地等の災害復旧事業及び災害関連事業のうち4年度に完了しなかったものの、5年度における事業の実施状況は、表8のとおりである。

イ 海岸事業

海岸法(昭和31年法律第101号)に基づく、海岸保全施設整備事業により、津波、高潮、波浪その他海水による被害から農地を保全するため堤防、突堤、護岸等の海岸保全施設の新設、改良を実施した。また、海岸環境整備事業により国土保全との調和を図りつつ海岸

表8 5年度過年災害の事業実施状況

区 分	事業費(千円)	補助金(千円)
直 轄		
農 地	327,333	326,231
農 業 用 施 設	1,352,880	1,208,122
海 外 保 全 施 設	545,559	473,000
農 業 用 施 設 関 連	1,557,979	1,472,290
た め 池 災 害 関 連	2,130,664	2,022,000
海 岸 保 全 施 設 等 関 連	73,894	56,012
災害関連農村生活環境	141,479	109,363
4 年 災	74,249	64,819
3 年 災	61,903	55,465
計	5,888	4,799
4 年 災	2,613	1,437
3 年 災	4,604	2,302
計	6,279,045	5,795,840

環境の整備を実施するほか、公有地造成護岸等整備事業により公共用地造成の促進を図りつつ海岸保全施設の整備を実施した。

5年度における海岸保全事業の実施状況は表9のとおりである。

表9 5年度海岸保全事業の実施状況

区 分	実 施 額		地 区 数			
	事業費 (千円)	国費 (千円)	継 続	新 規	計	完了
海岸保全施設整備事業(直轄)	4,410,600	4,410,600	3	1	4	0
海岸保全施設整備事業(補助)	20,754,600	14,542,729	232	18	250	20
海岸環境整備事業 (補助)	5,959,000	2,616,502	36	6	42	0
公有地造成護岸等整備事業 (補助)	380,000	152,000	1	2	3	0
計	31,504,200	21,721,831	272	27	299	20

ウ 農地防災等事業

農地防災等事業は、農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止又は土壌の汚染、農業用水の汚濁を除去し、若しくは地盤の沈下起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下の回復等を行うことによって農業生産の維持と農業経営の安定を図ることを目的としている事業で、次の予算科目に区分されている。

(項) 農業農村整備事業費

(目) 国営総合農地防災事業費

(目) 直轄地すべり対策事業費

(目) 農地防災事業費補助 (防災ダム、ため池等整備、湛水防除事業費補助)

(目) 農地保全事業費補助 (地すべり対策、農地保全整備事業費補助)

(目) 公害対策事業費補助 (公害防除特別土地改

良、水質障害対策、地盤沈下対策事業費補助)

(項) 農業用施設災害関連事業費

(目) 鉅毒対策事業費補助

これらの事業は、土地改良法(昭和42年法律第195号)、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づくほか、事業の実施については、農地防災事業実施要綱(40年12月24日40農地D第1829号)、農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱(42年3月8日42農地D第24号)、農地保全に係る地すべり等防止施設補修事業実施要綱(60年4月5日60橋改D第395号)、公害防除特別土地改良事業実施要綱(47年1月11日46農地D第808号)及び国営総合農地防災事業実施要綱(元年7月7日元橋改D第486号)等に基づいて計画的に行われている。

5年度における各事業の実施状況は、表10のとおりである。

表10 5年度農地防災等事業の実施状況

()は全計地区で外数

区 分	実 施 額		地 区 数			
	事業費 (千円)	国費 (千円)	継 続	新 規	計	完了
国営総合農地防災事業	6,996,000	5,605,243	(4)4	(3)3	(7)7	0
直轄地すべり対策事業	4,170,000	4,170,000	4	(2)2	(2)6	0
農 地 防 災 事 業						
防 災 ダ ム 事 業	16,411,088	9,344,000	81	14	95	4
た め 池 等 整 備 事 業	71,029,188	38,699,000	1,348	457	1,805	600
湛 水 防 除 事 業	40,040,084	21,860,000	163	34	197	12
農 地 保 全 事 業						
地 す べ り 対 策 事 業	32,911,256	16,268,000	894	75	969	47
農 地 保 全 整 備 事 業	23,622,770	12,416,000	288	45	333	40
公 害 対 策 事 業						
公害防除特別土地改良事業	4,471,110	2,399,000	15	0	15	0
水 質 障 害 対 策 事 業	10,342,546	5,234,273	53	12	65	11
地 盤 沈 下 対 策 事 業	19,332,130	10,415,000	31	3	34	3
農業用施設災害関連事業						
鉅 毒 対 策 事 業	1,914,000	957,000	2	0	2	0
計	231,240,172	127,367,516	2,883	645	3,528	717

(7) 土地改良調査計画の拡充

ア 調査計画

5年度においては、土地改良事業を計画的かつ円滑に推進するため、国営地区調査及び広域農業開発基本調査等を行うとともに、農業用水の再配分等農業水利

の再編の検討、乾田直播等先進的営農技術のための基盤整備のあり方の検討、環境への負荷軽減を図るための農業農村整備事業の基本計画の樹立等について調査を実施した。

調査計画は表11のとおりである。

表11 5年度土地改良調査計画費

(単位：千円)

事 項	農林水産省	北 海 道	沖 縄
土地改良調査計画費	12,459,884	3,341,833	443,034
(農 地)	12,458,987	3,341,833	443,034
土地改良事業地区計画費	1,509,090	700,000	128,000
水田営農活性化排水対策特別事業地区計画費	160,000	26,000	—
広域農業開発基本調査費	3,613,510	1,914,513	179,557
農業水利基本調査費	190,850	23,600	2,050
土地改良総合計画調査費	389,300	29,150	12,150
農業用水合理化対策調査費	24,582	—	4,000
地下ダム開発調査費	44,600	—	10,000
営農推進調査費	190,450	39,500	5,000
地域資源利用管理調査費	103,840	2,500	2,500
地域活性化農道整備モデル調査費	25,000	—	5,000
新規格農道整備モデル計画調査費	10,000	5,000	—
土地改良事業計画基礎調査費	965,133	46,503	57,469
市街化区域内農地の開発動向調査費	10,000	—	—
水系情報管理調査費	25,000	—	1,000
農業支援機能集積構想推進調査費	112,000	—	—
農村総合整備モデル事業実施計画審査指導費	15,716	—	—
農村地域整備計画策定指導費	4,209	—	152
土地改良技術調査費	3,463,887	44,287	18,245
土地改良事業実施調査費	184,758	17,716	349
大規模地震防災対策調査費	3,000	—	—
ため池等施設整備対策調査費	8,100	—	—
地域総合農地防災計画調査費	11,220	—	—
地すべり地域管理強化対策調査費	2,000	—	—
国営土地改良事業計画手続費	7,200	5,600	400
農村地域工業導入関連換地特別対策調査費	1,476	—	—
土地改良事業換地等対策調査費	84,295	10,475	353
土地改良費用負担合理化調査費	9,652	139	209
農業用排水路等利用調整対策調査費	6,000	—	—
水資源開発公団管理施設調査費	22,000	—	—
交換分合推進開発検討調査費	2,285	—	—
農地再編パイロット事業地区計画費	382,000	275,000	—
農用地開発事業地区計画費	15,000	20,200	—
農林地総合開発整備基本調査費	126,300	15,900	15,900
国有林野等活用資源利用開発調査費	29,960	14,800	—
干拓調査計画費	9,666	—	—
農用地再編開発事業計画基礎調査費	96,000	72,800	—
農山漁村リゾート地域総合開発整備調査費	59,100	—	—
農用地等整備調査計画費	460,658	78,150	700
補助事業審査費	81,150	—	—
(草 地)			
補助事業審査費	897	—	—
農業生産基盤整備調査計画費補助	194,025	15,890	1,695

表12 5年度国営地区調査の実施状況

区 分	農 林 水 産 省				北 海 道				沖 縄			
	継続	新規	計	完了	継続	新規	計	完了	継続	新規	計	完了
一 般	16	5	21	7	13	2	15	1	1	—	1	—
直 轄 明 渠 排 水	—	—	—	—	7	3	10	5	—	—	—	—
合 計	16	5	21	7	20	5	25	6	1	—	1	—

イ 5年度調査地区

5年度に調査計画を実施した地区は表12のとおりである。

(8) 土地改良施設の管理

近年の国営土地改良事業をはじめとする各種の土地改良事業の進展に伴い、農業用排水施設など数多くの土地改良施設が造成されている。

こうした土地改良施設は、農業生産活動にとって基本的な施設であるばかりでなく、地域社会にとっても公益的機能を有する社会資本としての位置づけが高まっており、土地改良施設を長期にわたって維持保全していくことが農業はもとより社会経済活動にとっても重要な課題になっている。

ア 国営造成施設管理事業等

(ア) 直轄管理事業

国営造成施設のうち、特定の施設については国が管理事業を行っており、5年度は5地区で実施した。

(イ) 広域農業水利施設総合管理事業

同一水系において複数の国営造成施設を国が一元的に管理する事業で、5年度は1地区で実施した。

(ロ) 国営造成施設水利管理事業

国営造成施設等に係る水利権の更新協議に必要な資料の作成等を行う事業で、5年度は14地区で実施した。

(ハ) 国営造成施設権利調整対策事業

国営造成施設である管水路等の保全を図るため、区分地上権の設定等を行う事業で、5年度は2地区で実施した。

(ニ) 国営造成施設県管理費補助事業

国営造成施設で、都道府県が管理しているダム、頭首工、排水機場及び防潮水門のうち、一定の施設について国が助成する事業で、5年度は24地区で実施した。

イ 土地改良施設技術管理事業

(イ) 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業

基幹的水利施設を管理する土地改良区等に対して、県土連の技術者が施設の操作、点検、整備等の指導援助を行う事業で、5年度は33道県で実施した。

(ロ) 国営造成施設管理体制整備促進事業

国営造成施設の予定管理者である土地改良区等に対し事業完了前から操作技術の習熟等を図る操作体制整

備と、国営造成施設を管理している土地改良区等の管理体制の再編整備を行う事業で、5年度は36年度で実施した。

(ウ) 土地改良施設修繕保全事業

国、県営造成の基幹水利施設の管理設備の修繕工事と、機能低下の原因となる汚泥等の除去・防止のための保全工事を緊急に行う事業で、5年度は69地区で実施した。

(エ) 水利施設総合管理システムモデル事業

広範囲にわたって農業用排水施設を管理する土地改良区等を対象として、総合管理システム建設及び効率的な施設管理をモデル的に実施する事業で、5年度は3地区で実施した。

(オ) 土地改良施設管理技術者育成事業

土地改良施設を管理する土地改良区等の施設管理技術者の確保と技術力向上のため、全土連が研修を行う事業で、5年度は全国8ブロックで実施した。

(カ) 国営造成施設管理費積立推進事業

国営土地改良事業実施中において、国営造成施設の管理費の負担区分のあり方を定め、事前積立等を推進する事業で、5年度に創設し6地区で実施した。

(キ) 土地改良施設安全管理推進事業

土地改良施設の安全管理を推進するため、全土連が施設管理者等に対し啓発・指導を行う事業で、5年度に創設・実施した。

(ク) 農業水利施設台帳整備事業

国営土地改良事業により造成された農業水利施設のうち、国が土地改良区等に管理委託している施設について、農業水利施設台帳を整備する事業で、5年度は136地区で実施した。

(ウ) 実施状況（5年度）

	地区数	予算額（千円）
直轄管理事業	5	1,007,494
広域農業水利施設総合管理事業	1	326,699
国営造成施設水利管理事業	14	113,900
国営造成施設権利調整対策事業	2	39,000
県管理費補助事業	24	1,439,589

基幹水利施設技術管理強化特別指導事業	33(道県)	671,448
国営造成施設管理体制整備促進事業	36	258,072
土地改良施設修繕保全事業	69	1,396,033
水利施設総合管理システムモデル事業	3	40,529
国営造成施設管理費積立推進事業	6	20,000
農業水利施設台帳整備事業	136	213,500

3 農用地開発事業等の実施

(1) 農用地整備公団事業

ア 農用地整備公団の経緯等

農用地整備公団は、農用地開発公団が昭和63年7月の法律改正を受けて改組されたものである。

農用地開発公団は、主として農用地開発工事を受託し、みずからの大型機械を活用して開発行為を業務としていた旧農地開発機械公団(昭和30年設立)を解散した農用地開発公団法(昭和49年法律第43号)に基づき開発して農用地とすることの適当な未墾地等が相当な範囲にわたって存在する地域において、農畜産物の濃密生産団地の建設に必要な農用地の開発、農業用施設の整備等の業務を総合的かつ計画的に行うことにより、農畜産物の安定的供給と農業経営の合理化に資することを目的として昭和49年6月に設立された。

その後、農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和52年法律第70号)により公団の業務の範囲は拡大し、国営干拓事業により造成される干拓地においても事業ができるようになってとともに、40年の設立以来八郎潟干拓地において新農村の建設を行ってきた八郎潟新農村建設事業団がその工事完了に伴い解散することとなったため、受益者から賦課金徴収業務等並びに事業団の一切の権利及び業務を公団が継承することとなった。

更に、57年においても、農用地開発公団法の一部が改正され(昭和57年法律第51号)、公団の業務に国際協力事業団の委託に基づいて行う海外農業開発に関する調査等の業務及びこれに関連して必要な情報の収集・整備の業務が新たに追加された。

しかし、近年の我が国の農業をとりまく情勢の変化に対応するため、昭和61年6月の臨時行政改革推進審議会の答申にもかんがみ、昭和63年7月に農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和63年法律第44号)が施行され、農用地開発公団が農用地整備公団に改組されるとともに、これまで行ってきた農用地造成の中

心とした農畜産物の濃密生産団地建設事業は廃止し(経過措置で実施)、新たな業務として農業の生産性の向上と農業構造の改善を図るための既耕地の整備、保全を行うこととなった。

イ 業務内容

農用地整備公団は、上記の目的を達成するため、農業資源に恵まれ、農業構造の急速な改善の可能性の大きい農業地域内において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施するほか、自然条件の特殊性に起因した障害が生じている特定の地域において、その障害を除去するために必要な用排水施設の新設又は改良の事業を短期集中的に実施するものであり、その事業は農用地総合整備事業と農用地等緊急保全整備事業に区分される。

また、従来からの農用地の造成を中心に関連する土地改良施設、畜舎その他の農業用施設の整備等を総合的に実施する広域農業開発事業及び畜産基地建設事業を経過的に実施する。

なお、当分の間、これに加えてNTT-A型プロジェクトに対する貸付業務を行うこととなっている。

農用地総合整備事業は、農業的土地資源に恵まれ、農業構造改善の必要があり、また可能性の大きいところで、外部インパクトを活用して生産性の高い農業生産地域を形成するため、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施するもので(農用地整備面積150ha以上かつ土地改良施設整備の受益面積が1,000ha以上)、補助率は、工種毎に内地40%~2/3以内の補助率を基礎とする総合補助率である。

農用地等緊急保全整備事業は、地盤の相当部分が泥炭土又は琉球石灰岩からなることに起因して生じる障害を除去するために必要な農業用排水施設の新設又は改良を行うもので(受益面積3,000ha以上)、補助率は北海道のうち田75%、畑80%、沖縄95%以内である。

広域農業開発事業は、農用地の造成を中心として、大規模な畜産経営農家等の創設若しくは育成又は共同利用牧場の建設等による飼料基盤の拡大を通じて地域の農畜産物の生産の合理化を図り、濃密生産団地を建設するもので(農用地造成面積500ha以上)、補助率は、工種毎に40%~2/3以内の補助率を基礎とする総合補助率である。

畜産基地建設事業は、更に畜種複合型事業と単一畜種型事業に区分される。畜種複合型事業は、牛及びその他の家畜の飼養のための農用地の造成を中心とし、家畜排せつ物の土地還元利用等を基軸とするこれらの家畜の有機的な結合を通じて農畜産物の生産の合理化

を図り、濃密生産団地を建設するもので（農用地造成面積150ha以上であり、かつ、飼養頭羽数（豚換算）1万頭以上）、補助率は、55%以内である。単一畜種型事業は、牛の飼養のための農用地の造成及びこれと併せて行う農用地間における地目変換又は林間放牧地等の利用の促進を行うことにより農畜産物の生産の合理化を図り、濃密生産団地を建設するもので（農用地造成面積150ha以上であり、かつ農用地造成面積と地目変換面積と林間放牧地面積の10分の1の面積と併せて500ha以上）、補助率は、40%～2/3以内の補助率を基礎とする総合補助率である。

ウ 業務の実施状況

(ア) 農用地整備公団国内業務

a 農用地総合整備事業

元年度から事業を実施し、日野（鳥取）、北上猿ヶ石（岩手）、利根沼田（群馬）の計3区域を継続実施するとともに、奥久慈（茨城）区域について新規着工を行い、広島中央（広島）区域について全体実施設計及び新規着工を行った。

b 農用地等緊急保全整備事業

63年度が事業を実施し、石狩川下流左岸（北海道）、石狩川下流左岸第2（北海道）石狩川下流左岸第3（北海道）、宮古（沖縄）の計4区域を継続実施するとともに、石狩川下流左岸第4（北海道）区域について新規着工を行った。

c 広域農業開発事業

49年度から事業を実施し、奥羽南部（岩手）、阿蘇（熊本）の計2区域を継続実施した。

d 畜産基地建設事業

49年度から事業を実施し、飯伊木曾（長野）、長崎西部（長崎）の計2区域を継続実施するとともに、津軽西部（青森）区域について新規着工を行い、吾妻利根（群馬）区域について全体実施設計及び新規着工を行った。

なお、5年度における実施状況は、表13のとおりである。

表13 5年度農用地整備公団国内事業の実施状況

(単位：千円)

事業名	事業費	国費
農用地整備公団事業	38,249,039	27,839,275
農用地総合整備事業	8,505,000	5,633,261
農用地等緊急保全整備事業	17,521,000	13,686,867
広域農業開発事業	8,258,000	5,957,024
畜産基地建設事業	3,965,039	2,562,123

(イ) 農用地整備公団海外業務

国際協力事業団からの委託に基づき、3年度より継続の「バラグアイ国ローアチャコ地域農牧業総合開発計画」に加え、前年度からの「ウガンダ国中部農業総合開発計画」においてマスタープランの作成を、また3年度からの「インドネシア国南東スラウェシ州農業農村総合開発計画」において海外村づくり協力を実施した。

この他に農林水産省からの補助事業として、57年度から海外農業開発に必要な種々の情報の整備及び各種基礎データの収集を、また60年度から砂漠化防止や熱帯林保全に対処するための技術情報の収集分析や実証調査を実施し、さらに海外村づくり協力の円滑効率的な実施のための基礎調査、地球規模の農業農村開発構想のための基礎調査、技術情報支援体制の整備事業を3年度から、水田農業の環境保全効果等についての調査を4年度から実施している。

なお、5年度における実施状況は表14のとおりである。

表14 5年度農用地整備公団海外事業の実施状況（単位：千円）

(1)受託事業	海外村づくり基礎調査	補助額	36,623
開発調査（マスタープラン作成）	砂漠化防止等環境保全対策基礎調査	〃	373,009
ーバラグアイ国、ウガンダ国	地球規模農業農村開発基礎調査	〃	9,441
プロジェクト方式技術協力（村づくり協力）ーインドネシア国	熱帯林保全総合農業農村対策基礎調査	〃	169,118
受託額	海外水田農業環境保全効果調査	〃	7,747
613,195			
(2)補助事業			
海外農業開発技術情報整備・基礎データ収集・技術情報支援事業	補助額	135,677	

(2) 農用地再編開発事業

農用地再編開発事業は、既耕地と未墾地の一体的整備による地域農業の再編整備を行い、生産性の高い優良農地を確保するとともに土地利用の秩序化を実現した、主産地の形成、効率的な農業経営の実現等を推進するものである。平成元年度には、農地開発事業につ

いて、国が事業主体となる国営農地開発事業制度を廃止し、現在継続中の地区の早期の完了を図るとともに、国営農地再編パイロット事業を新たに創設し土地利用の秩序化を通じ農村地域の活性化を積極的に推進することとした。なお、各事業の予算は表15のとおりである。

表15 農地開発事業、草地開発事業の概要（成立予算）

〔一般会計〕	地区数	総事業費 (千円)	5年度 (千円)	6年度以降 残事業費 (千円)	造成面積 (ha)
(農林水産省)					
(項) 農用地開発事業費					
(目) 農用地開発事業費補助	323	190,241,551	(9,068,135) 16,794,029	97,552,309	6,903
県営農地開発	68	127,144,946	(4,705,345) 8,677,292	67,616,708	6,229
団体営農地開発	26	15,389,868	(804,000) 1,471,978	6,259,611	456
県営草地開発	2	1,027,989	(78,800) 148,680	547,505	218
農地環境整備	10	4,245,000	(300,000) 522,214	4,073,678	
開拓地整備	217	42,433,748	(3,179,990) 5,973,865	19,054,807	
(北海道)					
(項) 北海道農用地開発事業費					
(目) 農用地開発事業費補助	157	84,071,727	(5,652,000) 9,670,303	28,087,085	5,659
道営農地開発	42	42,988,692	(2,245,000) 3,982,727	14,055,797	5,027
道営草地開発	5	4,069,999	(170,000) 320,756	1,194,869	632
開拓地整備	110	37,013,036	(3,237,000) 5,366,820	12,836,419	
(離島)					
(項) 離島振興事業費					
(目) 農用地開発事業費補助	4	4,615,186	(317,000) 576,390	3,043,388	162
県営農地開発	3	4,422,213	(286,000) 517,898	2,712,246	162
開拓地整備	1	192,973	(31,000) 58,492	331,142	
(沖縄)					
(項) 沖縄振興事業費					
(目) 農用地開発事業費補助	24	21,481,034	(2,081,537) 2,682,232	10,518,799	917
県営農地開発	8	12,095,827	(989,537) 1,268,638	5,425,119	564
団体営農地開発	16	9,385,207	(1,092,000) 1,413,594	5,093,680	353
(奄美)					
(項) 離島振興事業費					
(目) 農用地開発事業費補助	9	2,856,504	(391,000) 568,115	2,388,282	159
県営農地開発	1	1,076,661	(71,000) 102,012	561,987	59
団体営農地開発	8	1,779,843	(320,000) 466,103	1,826,295	100
〔国営土地改良事業特別会計〕					
(農林水産省)					
(項) 土地改良事業費					
(目) 国営農用地再編開発事業費	(1) 35	924,350,000	48,290,000	390,674,605	15,647
一般型	(1) 34	895,050,000	45,590,000	383,427,451	15,098

国営農地再編パイロット	4	50,270,000	2,680,000	47,088,992	410
国営農地開発	15	337,820,000	19,820,000	159,867,726	8,376
国営総合農地開発	14	484,150,000	23,080,000	176,470,733	6,312
施設機能監視	1	22,810,000	10,000	0	—
特別型	1	29,300,000	2,700,000	7,247,154	549
国営農地開発	1	29,300,000	2,700,000	7,247,154	549
(北海道)					
(項) 北海道土地改良事業費					
(目) 国営農用地再編開発事業費	(1)				
	52	341,127,000	25,770,000	102,195,382	30,797
一般型	(1)				
	52	341,127,000	25,770,000	102,195,382	30,797
国営農地再編パイロット	6	25,247,000	1,740,000	22,146,627	273
国営農地開発	21	142,429,105	11,870,000	34,634,746	12,148
国営総合農地開発	16	144,705,901	9,120,000	37,381,558	14,169
国営草地開発	9	28,744,994	3,040,000	8,032,451	4,207
(奄美)					
(項) 離島土地改良事業費					
(目) 国営農用地再編開発事業費	1	42,820,000	2,300,000	29,880,785	1,333
一般型	1	42,820,000	2,300,000	29,880,785	1,333
国営農地開発	1	42,820,000	2,300,000	29,880,785	1,333
(注) 1 地区数欄 () は全計地区で外数。					
2 事業費欄 () は国費で内数。					

ア 国営農地再編パイロット事業

農村地域の総合的な活性化に資するため、既耕地の整備を主体として、非農業的土地利用を含めて土地利用の秩序化を図るものである。5年度は、全体実施設計1地区(農林水産省1)、継続5地区(農林水産省2、北海道3)、新規着工5地区(農林水産省2、北海道3)を実施した。

イ 農地開発事業

(ア) 農地開発事業

農地開発事業は、未墾地の開発を主体とし、受益農家の経営規模の拡大を図るとともに、需要の動向に即した生産性の高い農業を営むことができるように基幹的土地改良施設の整備を行う事業である。この事業には事業主体によって国営農地開発事業、県営農地開発事業、団体営農地開発事業があり、その採択要件と補助率は以下のとおりである。すなわち、国営事業の採択基準面積はおおむね400ha以上で国庫負担率は農林水産省70%(特別型の場合70%)、北海道75%、奄美85%、県営事業の採択要件面積は、おおむね40ha以上で、補助率は農林水産省50%、北海道55%、団体営事業の採択要件面積はおおむね10ha(水耘・山振5ha)以上で補助率は農林水産省50%、北海道52%である。

5年度における実施地区数(全体実施設計地区を含む。)国営89地区(農林水産省36、北海道52、奄美1)、都道府県営123地区(農林水産省68、北海道42、離島3、沖縄8、奄美1)団体営50地区(農林水産省26、沖縄16、奄美8)であり、このうち国営9地区(農林水産省3、北海道6)、都道府県営20地区(農林水産省9、北海道9、沖縄2)団体営10地区(農林水産省8、沖縄2、奄美1)が完了した。

(イ) 農地環境整備事業

近年、耕作放棄地の拡大傾向が特に著しい中山間地域において、長期的に営農の再開が見込めない耕作放棄地を含む農地の区域と、生産性の向上を図る農地の区域とに計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去と優良農地を保全するための措置を計画的かつ一体的に進めるもので平成4年度に創設された事業である。

採択面積は10ha以上であり、補助率は内地、北海道55%である(都道府県営事業団体営事業(団体営は市町村営のみ)とも同一)。平成5年度における実施地区数は農林水産省10地区である。

ウ 草地開発事業

畜産物需要の動向及び畜産経営の改善の方向に対応し、草食性家畜の飼養のための牧草地の造成、野草地の整備を行い、家畜経営の規模拡大、高生産性農業の推進に資するとともに、国土資源の高度利用を図ることを目的として草地開発事業を実施している。

(ア) 国営草地開発事業

この事業は、草地造成、道路整備、排水施設などの基本施設を整備するもので、事業申請者は地方公共団体等である。

(3) 国営干拓事業等

ア 干拓事業

干拓事業は、海又は湖沼を堤防で締め切り干陸することにより農地を造成する事業である。

(イ) 特別会計(一般型・特別型)

国営干拓事業は、一般会計からの繰入金(毎年度の事業費の2/3～70%)と資金運用部からの借入金によって事業実施されており、借入金およびその利息は、事

業完了後地元負担金として徴収することになっている。平成5年度における特別会計予算額の事業別内訳は表16のとおりである。

表16 国営干拓事業特別会計予算事業別内訳
(単位：千円)

事業区別	地区数	予算額
一般型	1	457,070
特別型	4	14,069,920
計	5	14,526,990

(4) 一般会計

一般会計で実施しているのは、補助干拓等事業であり5年度予算額は、38億7,100万円(前年度は38億7,100万円)でその事業別内訳は表17のとおりである。

表17 一般会計予算(補助干拓等事業別内訳)
(単位：千円)

事業別	地区数	予算額
国営干拓事業	2	175,980
干拓地等農地整備事業	36	3,695,020
合計	38	3,871,000

5年度における実施地区数は38地区(農水37地区、沖縄1地区)である。

イ 水資源開発公団事業

水資源の総合的な開発と利用の合理化を図るため、水資源開発公団は「水資源開発促進法」により指定された利根川、荒川、淀川、筑後川、木曽川、吉野川及び豊川の各水系の水資源開発基本計画に基づき所要の事業を実施している。

(7) 各水系の水資源開発基本計画に基づく事業実施の概要

各水系における平成12年度までの、水の用途別の需要の見通し及び供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する事項は、次の通りである。

利根川及び荒川水系：需要の見通しを水道用水毎秒約93m³、工業用水毎秒約35m³、農業用水毎秒約43m³とし、上流ダム群、河口堰、霞ヶ浦開発等により供給しようとするもので、矢木沢ダム、下久保ダム、利根導水路、印旛沼開発、群馬用水、利根川河口堰、草木ダム、成田用水、朝霞水路改築、北総東部用水及び東総用水の各事業を完成し、現在、霞ヶ浦開発、房総導水路、奈良俣ダム、埼玉合口二期、滝沢ダム、浦山ダム、霞ヶ浦用水、戸倉ダム、平川ダム、利根大堰施設緊急改築、武蔵水路改築、利根中央用水及び思川開発の各事業を実施している。

淀川水系：需要の見通しを水道用水毎秒約42m³、工業用水毎秒約10m³、農業用水毎秒約9m³とし、上流ダ

ム群、琵琶湖開発、既存水利の合理化を図る施設等により供給しようとするもので、淀川大堰、高山ダム、青蓮寺ダム、正蓮寺川利水、室生ダム及び一庫ダムの各事業を完成し、日吉ダム、比奈和ダム、布目ダム、川上ダム、丹生ダム及び琵琶湖開発の各事業を実施している。

筑後川水系：需要の見通しを水道用水毎秒約5m³、工業用水毎秒約2.7m³、農業用水毎秒約10m³とし、上流ダム群、合口堰等の施設により供給しようとするもので、両筑平野用水、寺内ダム及び筑後大堰を完成し、福岡導水、筑後川下流用水及び大山ダムの各事業を実施している。また、小石原川ダム建設事業の実施計画調査を実施している。

木曽川水系：需要の見通しを水道用水毎秒約14m³、工業用水毎秒約6m³、農業用水毎秒約14m³とし、上流ダム群、下流部の堰、既存施設の有効利用等により供給しようとするもので愛知用水、岩屋ダム、木曽川用水及び三重用水を完成し、長良川河口堰、阿木川ダム、徳山ダム、味噌川ダム、愛知用水二期及び長良導水の各事業を実施している。

吉野川水系：需要の見通しを水道用水毎秒約0.5m³、工業用水毎秒約1.5m³とし、上流ダム群、既存施設の有効利用等により供給しようとするもので早明浦ダム、池田ダム、香川用水、新宮ダム、旧吉野川河口堰及び高知分水の各事業を完成し、富郷ダム建設事業を実施している。

豊川水系：需要の見通しを水道用水毎秒約2.3m³、農業用水毎秒約3.1m³とし、上流ダム群、既存施設の有効利用等により供給しようとするもので豊川用水事業を完成し、豊川用水施設緊急改築事業を実施している。

(4) 建設事業(農業用水関連分)

水資源開発公団は、水資源開発基本計画に基づき、5年度において農業用水関連事業として次の事業を実施した。

埼玉合口二期事業：この事業は埼玉県東部とその周辺の農地約1万1千haに対する農業用水と埼玉県及び東京都の水道用水を供給しようとするもので5年度予算額は28億円、うち土地改良事業費補助金額は10億6,807万円である。

霞ヶ浦用水事業：この事業は茨城県西部の農地約2万haに対する農業用水と同県西部の水道及び工業用水を供給しようとするもので、5年度予算額は71億7,253万円、うち土地改良事業費補助金額は39億4,766万円である。

筑後川下流用水事業：この事業は佐賀県及び福岡県にまたがる筑後平野の農地約5万4千haに対する農

業用水を供給しようとするもので、5年度予算額は72億6,911万円、うち土地改良事業費補助金額は50億7,293万円である。

愛知用水二期事業：この事業は岐阜県及び愛知県の農地約1万5千haに対する農業用水と愛知県の水道用水並びに岐阜県及び愛知県の工業用水を供給しようとするもので、5年度予算額は145億円、うち土地改良事業費補助金額は49億3,476万円である。

豊川用水施設緊急改築事業：この事業は豊川用水施設の従前の機能を回復し、水の安定供給と安全な施設管理を図るため、施設の改築を行おうとするもので、5年度予算額は57億7,955万円、うち土地改良事業費補助金額は22億32万円である。

利根大堰施設緊急改築事業：この事業は施設の従前の機能を回復し、利水の安定供給と安全性の確保を図

るため、護床工等の改築を行おうとするもので、5年度予算額は10億円、うち土地改良事業費補助金額は4億1,867万円である。

利根中央用水事業：この事業は群馬県南東部及び埼玉県北東部に位置する農地約1万3千haに対する農業用水を供給し、関連事業の実施とあいまって生み出される水を埼玉県及び東京都の水道用水に供給しようとするもので、5年度予算額は6億円、うち土地改良事業費補助金額は2億5,808万円である。

(ウ) 管理事業（農業用水関連分）

群馬用水施設管理事業：この事業は群馬用水事業により造成された施設のうち、取水施設、揚水機場施設、幹線水路について、45年度から継続管理しているものである。5年度予算額は7億6,736万円、うち土地改良事業費補助金額は5,384万円である。

表18 国営農地再編パイロット事業調査計画地区

区 分	地区名	県支庁名	地区面積 (ha)	受益面積 (ha)	導入作物等	調査期間 (年度)	調査費 (千円)	備考
農林水産省								
(継続)山	元	宮 城	(21) 800	(20) 709	水稻、いちご、野菜、りんご	2～5	40,000	
	印	幡 千 葉	(21) 630	(20) 570	水稻、さといも、きゅうり、 トマト	4～6	40,000	
	紀伊日高	和歌山	(61) 964	(58) 885	水稻、花卉、いんげん	4～6	60,000	
	広島北部	広 島	(40) 605	(31) 483	水稻、レタス、トマト、青梅	4～6	80,000	
	桂 田	福 岡	(67) 689	(40) 517	水稻、レタス、きゅうり、だ いこん、メロン、もも、梨	3～5	12,000	
(新規)北	松	長 崎	(40) 580	(30) 498	水稻、麦、飼料、ばれいしょ、 たまねぎ、白菜、キャベツ	5～7	70,000	
	高 原	熊 本	(72) 706	(60) 627	水稻、麦、メロン、里芋、茶、 レタス、飼料、桃、梨	5～6	80,000	
	小 計	7 地区	(322) 4,974	(259) 4,289				
北海道								
(継続)中	園	網 走	(6) 590	(6) 587	ばれいしょ、小麦、とうもろ こし、てんさい、にんじん、 たまねぎ	2～5	25,000	
	新 得	十 勝	(37) 823	(37) 797	ばれいしょ、てんさい、小麦、 牧草、青刈りとうもろこし	3～5	40,000	
	京 極	後 志	(40) 560	(40) 540	ばれいしょ、てんさい、小麦、 小豆、たまねぎ	4～6	30,000	
	新 下 川	上 川	(250) 1,680	(250) 1,640	水稻、小麦、牧草、ばれいし ょ、たまねぎ、とうもろこし	4～6	30,000	
(新規)美 葉 牛		空 知	(14) 570	(14) 518	水稻、小麦、小豆、てんさい、 かぼちゃ、メロン、にんじん	5～7	50,000	
	三 石	日 高	(220) 1,660	(220) 1,580	水稻、牧草、野菜、花卉、青 刈りとうもろこし	5～7	50,000	
	以 久 科	網 走	(10) 1,330	(10) 1,320	小麦、ばれいしょ、てんさい、 にんじん、デントコーン、牧 草	5～6	50,000	
	小 計	7 地区	(577) 7,213	(577) 6,982				

(注) () は、開畑で内数である。

利根導水路施設管理事業：この事業は利根導水路事業により造成された施設のうち、利根大堰、合口連絡水路、武蔵水路について、43年度から継続管理しているものである。5年度予算額は11億7,015万円、うち土地改良事業費補助金額は1億4,642万円である。

印旛沼開発施設管理事業：この事業は印旛沼開発事業により造成された施設のうち、印旛機場、大和田機場、酒直機場、酒直水門、調整池堤防、捷水路について、43年度から継続管理しているものである。5年度予算額は6億5,256万円、うち土地改良事業費補助金額は6,587万円である。

成田用水施設管理事業：この事業は成田用水事業により造成された施設のうち、取水施設、水路施設について56年度から継続管理しているものである。5年度予算額は2億1,243万円、うち土地改良事業費補助金額は8,426万円である。

北総東部用水施設管理事業：この事業は北総東部用水事業により造成された施設のうち、取水施設、水路施設について56年度から継続管理しているものである。5年度予算額は2億7,553万円、うち土地改良事業費補助金額は1億561万円である。

東総用水施設管理事業：この事業は東総用水事業により造成された施設のうち、利根川取水施設、黒部川取水施設、水路施設について元年度から継続管理しているものである。5年度予算額は2億298万円、うち土地改良事業費補助金額は5,630万円である。

木曽川用水施設管理事業：この事業は木曽川用水事業により造成された施設のうち、白川取水施設、木曽川大堰施設、下流共用施設、都市用水専用施設、筏川東岸用水路施設について58年度から継続管理しているものである。5年度予算額は15億9,466万円、うち土地改良事業費補助金額は1億4,764万円である。

三重用水施設管理事業：この事業は三重用水事業により造成された施設のうち、水源施設、水路施設について、5年度から管理開始しているものである。5年度予算額は4億5,984万円、うち土地改良事業費補助

金額は1億5,102万円である。

香川用水施設管理事業：この事業は香川用水事業により造成された施設のうち、取水施設、幹線水路について50年度から継続管理しているものである。5年度予算額は4億3,846万円、うち土地改良事業費補助金額は3,830万円である。

両筑平野用水施設管理事業：この事業は両筑平野用水事業により造成された施設のうち、水源施設、女男石頭首工施設について、50年度から継続管理しているものである。5年度予算額は4億6,085万円、うち土地改良事業費補助金額は8,484万円である。

愛知用水施設管理事業：この事業は愛知用水事業により造成された施設のうち、牧尾ダム、兼山取水施設、東郷調整池、幹線水路について、36年度から継続管理しているものである。5年度予算額は17億9,930万円である。

豊川用水施設管理事業：この事業は豊川用水事業により造成された施設のうち、水源施設、大野取水施設、牟呂松原頭首工施設、幹線水路について、43年度から継続管理しているものである。5年度予算額は11億2,192万円、うち土地改良事業費補助金額は1億1,632万円である。

(4) 調 査 計 画

ア 国営農地再編パイロット事業調査計画

5年度は、前年度から継続調査9地区（農林水産省5、北海道4）に新規採択5地区（農林水産省2、北海道3）を加えて14地区について土地改良事業計画の案の作成のための調査を行った。（表18）

イ 農地開発事業調査計画

(㊦) 都道府県営農地開発事業地区

5年度は1地区（北海道1）について、特に専門的な技術を必要とする事項について国が調査を行った。

ウ 農用地等整備調査計画地区

農用地総合整備事業においては、継続調査10地域（農林水産省9、北海道1）、新規採択調査3地域（農林水産省3）について基本調査を行った。また、事業化を

表19 農用地等整備保全調査地区

区分	地区名	県支庁名	受益面積 (ha)	主要工事計画	調査期間 (年度)	調査費 (千円)	備考
農林水産省							
(継続)	本荘・由利 北	秋 田	6,000	区画整理、暗渠排水、農業用道路	4～5	50,000	総合 整備
	直入庄内	大 分	3,768	区画整理、農業用道路	3～5	15,900	"
	都 城	宮 崎	9,440	区画整理、農業用道路	4～6	30,000	"
(新規)	下北中央	青 森	2,290	区画整理、農地造成、農業用道路	5～6	30,000	"
	石川南部	福 島	3,929	区画整理、暗渠排水、客土、農業用道路	5	30,000	"
	羽 昨	石 川	4,570	区画整理、暗渠排水、農業用道路	5～6	30,000	"
北海道							
(新規)	幕 別	十 勝	10,700	区画整理、暗渠排水、農業用道路	5～6	40,000	"

目途として継続調査3地区(農林水産省3)、新規採択調査4地区(農林水産省3、北海道1)について地区調査を行った。(表19)

中山間地域農村活性化総合整備事業

自然的、経済的、社会的条件に恵まれない中山間地域に対して、農業農村の活性化を図るとともに、併せて地域における定住の促進、国土・環境の保全等に資するために、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備を総合的に行うものである。

採択面積は、都道府県営事業の場合は60ha以上、団体営事業の場合は20ha以上であり、補助率は都道府県営、団体営ともに農林水産省、北海道55%、離島60%、沖縄75%、奄美70%である。5年度における実施地区数は農林水産省228地区、北海道13地区、離島6地区、沖縄2地区である。

	4年度 (千円)	5年度 (千円)
中山間地域農村活性化総合整備事業	15,478,000	22,550,000

4 農村の総合的整備

農業及び農村は、国民食料の安定的供給、国土の保全、自然環境の維持培養、国民のレクリエーションの場の提供等多面的な機能と役割を有している。このような機能と役割を果たしている農業及び農村の健全な発展を期するためには、農業の近代化を図るとともに、都市に比べて立ち遅れている農村の生活環境を整備することが緊要である。

このため、生活環境の整備を積極的に推進するとともに都市にも開かれたゆとりある農村空間の創出を図る総合的な整備を実施している。

(1) 農村総合モデル事業

農業生産と生活が同一の場で展開されるという農村の地域の特質にかんがみ、生産性の高い農業を展開するための基盤作りと併せて生活環境の整備を計画的かつ一体的に進めるため、農業生産基盤の整備とあわせて生活環境条件の整備を図る農村総合整備モデル事業を48年度から実施している。

この事業は、国土庁の指導助成のもとに市町村が策定した農村総合整備計画に即し、その地域のモデルとして適当と認められる地区について作成された事業実施計画に基づいて実施されるものである。事業の種類及び内容は、①農業生産基盤整備事業(ほ場整備、農業用排水施設整備、農道整備等)、②農村環境基盤整備事業(農業集落道整備、農業集落排水施設整備、営農飲雑用水施設整備等)、③農村環境施設整備事業(農

村環境改善センター整備、農村公園施設整備等)及び④特認事業となっている。

5年度には、前年度に農村総合整備計画(国土庁)を策定した市町村20地区(内地19、奄美1)について新たに事業実施計画を作成したほか、25地区(内地24、沖縄1)において新たに事業を着工した。なお、この事業の前提となる農村総合整備計画は、1期対策(49年度～51年度)430市町村、2期対策(52年度～56年度)420市町村、3期対策(57年度～62年度)343市町村、4期対策(63年度～4年度)130市町村に引続き、5期対策(5年度～9年度)100市町村のうち、5年度には20市町村において策定された。

農村総合整備モデル事業の実施状況は表20のとおりである。

表20 農村総合整備モデル事業の実施状況

	(単位:千円)	
	4年度	5年度
農村総合整備モデル事業費補助等	52,830,000	51,809,000
農村総合整備計画費補助等(国土庁)	251,176	242,676

5年度に新たに事業に着工した25地区の採択総事業費は350億であった。

(2) 農村基盤総合整備事業

本事業は、農業生産性の向上を図るとともに健全な農村地域社会の建設に資するため、長期的観点に立ち各種施設の適正配置を含めた土地利用区分を踏まえ、近代的農業を展開するために必要な諸条件の整備と農村生活環境の整備を推進するもので次の2事業がある。

ア 農村基盤総合整備パイロット事業(総バ事業)

本事業は、旧市町村程度の広がりをもつ一次生活圏程度の区域を対象として農業用排水施設整備、農道整備、ほ場整備、農地開発、草地開発等の土地基盤の整備及びこれと密接な関連を有する農業近代化施設等用地整備、農業集落排水施設整備、農村公園緑地整備等の生活環境基盤の整備を総合的に行うこととして、47年度より都道府県営事業としてパイロット的に実施している事業である。

5年度には、継続13地区で事業を実施しているが、イの農村基盤総合整備事業の発足に伴い新規着工は51年度限りとなっている。

イ 農村基盤総合整備事業(ミニ総バ)

本事業は、数個の農業集落の区域を対象として農業生産基盤整備事業(ほ場整備、農業用排水施設整備、

農道整備、農用地開発、農用地の改良又は保全）並びにこれに関連をもつ農村生活環境基盤整備事業（農業集落整備、営農飲用施設設備、農業集落排水施設整備、農村公園緑地整備、農業近代化施設等用地整備、集落防災安全施設整備）及び特認事業を総合的に実施するものでアの総事業を一般制度化し、51年度から発足した事業である（一般型）。

また、都市近郊等の農業集落においては宅地等による優良農用地のスプロール的か廃や混住化による生産・生活環境の劣悪化が顕著になっており、優良農用地の保全・農用地の利用の効率化を図るための計画的な土地利用の誘導が急務となっている。このことから、62年度に「集落地域整備法」が制定される一方で、農村基盤総合整備事業を制度拡充し、従来の一般型事業の他に、集落型事業を発足させた。本事業は、農地等の土地の計画的土地利用を図り、農業及び農業集落の健全な発展に寄与するため、数箇の農業集落の区域を対象として一般型事業と同様な事業種類に加えて、集落土地基盤整備事業（主として農振白地農用地を対象として、換地等により非農地を捻出するとともに、耕作を継続する上で必要な限度の整備水準で、ほ場整備その他農用地の改良又は保全のため必要な事業）を実施する事業である（集落型）。

国庫補助率は50%（沖縄75%、奄美55%）であり、5年度には一般型337地区、集落型47地区の継続地区の事業を実施するとともに、一般型14地区について新規着工を行った。

農村基盤総合整備事業の実施状況は表21のとおりである。

表21 農村基盤総合整備事業の実施状況

(単位：千円)

	4年度	5年度
農村基盤総合整備事業	21,387,000	19,975,000

(3) 農村総合環境整備事業

農村地域の混住化の進展や国民の価値観の変化に伴い、農村地域は非農家の生活の場としてその重要性が見直されるとともに、国民全体から水と緑に恵まれた豊かな自然環境を保持している憩いの場としての期待も高まっている。このため、農村景観や親水等にも配慮した整備を進め、都市住民にも開かれた豊かな農村空間の創出による農村の活性化を図るため、農村活性化住環境整備事業（農地及び農業集落の整備と一体的に新規宅地予定地の創出及び周辺の環境整備を実施）、水環境整備事業（水路、ダム等の農業水利施設の保全・

管理又は整備と一体的に親水空間等の整備を実施）、集落環境整備事業（農業生産基盤の整備と一体的な生活環境の整備及び都市と農村の交流促進のための条件整備を実施）及び農村広域生活環境整備事業（広域的に生活環境整備の追加投資を行い、快適な農村空間の整備を実施）を実施した。5年度には、各事業についてそれぞれ43地区、159地区、55地区、4地区について事業を実施した。

農村総合環境整備の実施状況は表22のとおりである。

表22 農村総合環境整備事業の実施状況

(単位：千円)

	4年度	5年度
農村活性化住環境整備事業	4,200,000	5,200,000
水環境整備事業	3,007,000	5,511,000
集落環境整備事業	1,084,000	1,481,000
農村広域生活環境整備事業	200,000	300,000

(4) 農業集落排水事業

近年の農業社会における混住化の進展、生活水準の向上等により、農業用排水の水質汚濁が進行し、農作物の生育障害、土地改良施設の維持管理費の増大等の問題が生じている。このため、農業用排水の水質保全、農業用排水の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的として、昭和58年度から農業集落排水事業として発足させたものである。

国庫補助率は50%（内地、北海道）及び75%（沖縄）であり、平成5年度には継続816地区の事業を実施するとともに、413地区について新規着工を行った。

また、平成5年度には農業集落排水施設機能の長期的な安定を確保するため、供用中の施設に対して改築事業（処理施設の改造、高度処理施設の追加、施設機能の回復等）制度を創設した。さらに都市に比較して立ち遅れている生活排水処理施設の整備促進を図るため、新たに地方単独事業を活用した農業集落排水緊急整備事業（平成5年度から平成9年度で実施）を創設した。

表23 農業集落排水事業の実施状況

(単位：千円)

	4年度	5年度
農業集落排水事業	83,934,000	100,300,000